株式会社 東郷製作所
TOGO SEISAKUSYO CORPORATION

東郷製作所
グリーン調達ガイドライン
第2版 TS-77000

2012年5月28日

株式会社東郷製作所　主管部門：調達部

東郷製作所グリーン調達ガイドライン第２版発行にあたり

日頃は、弊社の調達活動に対しまして多大なご支援、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

弊社では、１９９９年度より環境マネジメントシステムの構築に向けた活動を全社的に展開し、地球環境に優しい企業活動を展開しております。また、主な仕入先様に対しまして、環境保全活動推進のお手伝いをさせていただいていております。それに加えて、いまや環境負荷物質の管理・低減策の推進や使用禁止物質などの代替、化学物質の規制強化などに向けた対応が、不可欠です。高まる国内外の環境ニーズに対応するため、２００４年にグリーン調達ガイドラインの第１版を発行いたしました。

この度、企業の社会的責任が益々重くなる中、お客様のニーズも変化し、従来製品や部品といった直接お客様の商品に使用されるものから、ビニール袋等の包装資材にも非含有の徹底が求められるようになってきております。このような最近の環境法規や規制動向に適合するため、グリーン調達ガイドライン第 2 版を発行することといたしました。本ガイドラインに沿って、皆様と共に地球にやさしい環境保全活動を積極的、強力に展開したいと思いますので、ご理解とご協力のほど、宜しくお願い申しあげます。

調達部長　石田　守良

株式会社東郷製作所の環境への取り組み

環境問題が国内外でクローズアップされ久しくなります。従来の環境問題は、工場等に対する産業型公害に対応することを目的としたもので、大気汚染、騒音、振動、地盤沈下等に関する規制等が主なものでした。

しかし、近年の環境問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊や化学物質による環境汚染等が加わり、国内外とも環境規制強化の動きがますます活発になっております。グローバル化に伴い諸外国の環境規制に対する対応も必要不可欠の状況にあります。

こうした中、自動車産業に携わる弊社としましても地球環境の保全を企業経営の最重要課題のひとつとして認識し、『人にやさしく地域社会に貢献する企業』を基本理念とした環境方針を掲げ、環境保全活動を推進してまいりました。

顧客の二―ズや環境影響に配慮し、環境負荷のより少ない製品の開発・提供を目標にさらにステップアップした活動の推進が必要と考えます。

現在、環境負荷のより少ない製品をお客様に提供していくためには、環境に配慮した部品、副資材、原材料などの使用をすることが重要であり、皆様方のご協力が必要不可欠です。

皆様方には、従来からご協力をいただき、大変に感謝しております。

弊社の環境対応への取り組みに対しまして、更なるご支援のほど、宜しくお願い申しあげます。

環境管理責任者

専務取締役　相羽　由光

文書番号：Ｅ４２０－１０３

株式会社　東郷製作所 －環境方針－

基本理念

株式会社 東郷製作所の社是及び経営基本方針に基づいた企業活動を行うとともに、かけがえのない地球環境を健全な状態で、次世代へ引き継いでいくことが重要な使命と認識し、「人にやさしく地域社会に貢献する企業」をめざす。

基本方針

（１）当社が行う事業活動、主製品である自動車用ばね部品及びサービスが、環境に与える影響を的確にとらえ、環境負荷及び有効性を評価し全員参加で継続的な改善を図る。

（２）環境関連の法律、規制、協定及び同意するその他の要求事項を順守するにとどまらず技術的、経済的に可能な範囲で汚染の予防に努める。

（３）エネルギー、水、原材料等の使用量を低減し、資源の節約に努める。

（４）内部環境監査を実施し、自主管理による環境マネジメントシステムの維持向上を図る。

（５）当社で活動するすべての人について必要な環境教育と訓練を行い、環境保全意識の向上を図り環境方針の周知徹底をする。

（６）この環境方針は必要に応じて社外にも公開すると共に、一般の人も入手可能にする。

2011 年 4 月 1 日

取締役社長　相羽　繁生

目次

はじめに

東郷製作所グリーン調達方針 ……5

１．目的 ……6

２．適用範囲

３．環境マネジメントシステム要件

３.1 環境配慮の判断基準

３.2 弊社環境マネジメントの認定方法

４．購買品の環境品質保証要件 ……7

４.1 使用禁止環境負荷物質の不使用宣言書の提出について

４.2 環境負荷物質の使用禁止・切り替えの推進について ……8

４.3 環境負荷物質情報の報告について ……9

４.4 環境品質保証に対する体制整備について

５．用語の説明 ……10

６．関連規格

はじめに

東郷製作所グリーン調達方針

弊社では、環境負荷のより少ない安全で高品質な製品をお客様に提供するためにグリーン調達を推進しています。弊社の製品は、それらを構成する部品・資材及び製造過程、梱包等で使用される副資材等すべてにおいて、環境負荷のより少ないものでなければなりません。そこで、このように環境負荷の少ない部品・資材・副資材を調達するにあたり、環境に配慮した、環境マネジメントシステムを構築された仕入先様より優先的に調達することを基本とします。

項目	調達方針	要件
マネジメント	環境に配慮した環境保全活動を推進されている仕入先からの調達を優先	・第三者機関より認証認定された仕入先 ・弊社の環境配慮評価に合格している仕入先
調達対象	環境負荷の少ない部品 ・資材・副資材の調達	環境負荷物質の管理 ・環境情報データの報告 ・使用禁止環境負荷物質の不使用確認と保証

１．目的

弊社の環境方針に基づき、環境負荷の少ない製品づくりを推進するため、弊社のグリーン調達方針と仕入先様に実施していただく内容を明確にする。

２．適用範囲

弊社が製品、材料、副資材、用度品を購入する仕入先様に対して適用いたします。

３．環境マネジメントシステム要件

3.1 環境配慮の判断基準

弊社は、グリーン調達方針に基づき、環境に配慮している仕入先様から物品の調達を優先します。　環境配慮の判断基準は、以下のとおりです。

①第三者機関により環境マネジメントシステム構築が認定された場合
②東郷製作所環境マネジメントシステム認定基準（様式－１）に基づきシステムを構築し、認定審査に合格した場合

3.2 弊社環境マネジメントの認定方法

事業の諸事情により、外部公的機関による認証取得が困難な場合は調達部門と協議のうえ、弊社が規定する環境マネジメントシステムの構築と認定審査を受けていただきます。現地審査の結果、環境マネジメントシステムが構築され、円滑に運用されており、合格された場合に環境配慮をされていると判断します。

４．購買品の環境品質保証要件

この章では、弊社に納入していただく製品、部品や塗料、防錆油など弊社製品に使用される資材および梱包資材、中敷など弊社製品に接触するものを対象に、環境負荷物質に関わる基準について規定しており、以下の項目についてのご対応をお願いいたします。

4.1 使用禁止環境負荷物質の不使用宣言書の提出について

弊社は、製品の遵法を企業の責務と捉え、遵法対応を強化しております。その一環として、弊社に納入していただく製品、部品等の遵法を宣言していただき、『使用禁止環境負荷物質の不使用宣言書』（様式―２参照）の提出をお願いしております。

①提出のお知らせ
法規制の改訂、管理対象物質の追加・変更などにより、対応が必要になったとき、その都度、提出のご依頼をいたします。

②提出物
弊社から送付される『使用禁止環境負荷物質の不使用宣言書』（様式―２）』に必要事項を記入し、責任者サイン又は捺印の上、下記まで書面にてご提出をお願いいたします。

【提出先】　株式会社　東郷製作所　　調達部　　各窓口担当

４．購買品の環境品質保証要件

4.2 環境負荷物質の使用禁止・切り替えの推進について

弊社は環境方針にて法規制遵守はもとより、一層の環境負荷物質の使用低減に努めることを宣誓しております。欧米諸国では、製品に関わる環境規制により環境負荷物質の削減が強化されており、その対応を徹底するため、全世界共通の遵法対応を実施することを基本方針とし、弊社技術標準に基づき使用禁止物質等を特定しております。弊社および弊社関連会社に納入していただく製品、部品等につきましては、グローバルに対応するため、ガイドラインに準拠した製品を納入くださいますようお願いいたします。

① 欧州廃車指令（EUELV）の対応について

EUELV により、2003 年 7 月より、継続生産車も含めて鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの使用が、原則として禁止されております。自動車関連の製品、部品等を納入していただいている仕入先様につきましては、ガイドラインに記述する規制開始時期を確実に遵守していただきますよう、規制物質の切替え実施をお願いいたします。

②欧州 REACH 規制への対応について

REACH で要求される物質・調剤および成形品からの意図的な放出物については、予備登録・登録を確実に実施してください。また、危険性の高い化学物質 (SVHC) についても、法規により求められる義務に遅滞なく対応をお願いいたします。

③客先自主規制への対応について

自動車関連以外も含め、環境規制強化が加速され、規制対象となる製品等の種類もますます増加していくことが予想されます。弊社では、こうした規制の拡大に対応するとともに、客先の自主規制に確実に対応をしたいと思います。仕入先様におきましても、確実な対応を宜しくお願いいたします。

４．購買品の環境品質保証要件

4.3 環境負荷物質情報の報告について

弊社が製造する自動車部品等の環境データについて、客先であります自動車メーカーに報告する必要がございます。また、自動車関連以外へ納入する製品に関しましても、材料、塗料や防錆油等の副資材の IMDS による弊社への報告をお願いいたします。また、従来からの MSDS による報告では、国内法に基づき作成されていることから、規制物質が国内法の規制値以下の場合には成分表示がされていないため、欧米等の規制値の厳しい国々に輸出する場合は、不十分です。弊社の環境負荷物質のリストは技術標準 TS-62004「環境負荷物質管理方法（ 製品 ）」にて確認ください。

4.4 環境品質保証に対する体制整備について

弊社では、調達方針に掲げるとおり、今後は、従来の品質（Q）コスト（C）、納期（D）に加え、環境（E）を重要な指標として取り扱います。仕入先様におかれましても、環境負荷物質の遵法対応など環境品質として重要な保証要件と位置付け、環境品質の保証体制を整備くださいますようお願いいたします。

５．用語の説明

IMDS

大半の自動車メーカーが環境負荷物質の管理に利用している国際的なデータシステム。

MSDS

製品安全データシートとよばれ国内法情報開示物質（PRTR 法、安全衛生法）が規制値以上含有されていれば成分情報等が開示されているデータシート。客先からの要求等により、オゾン層保護法等に該当する成分の含有の有無などは、MSDS には記載されていないため、新たに材料メーカーからの成分情報の入手が必要。

環境負荷物質

製品に使用する部品・材料・副資材に閾値の制限を越えて含有してはならない化学物質（禁止物質）と、閾値の制限を越えて化学物質を含有している場合に申告しなければならない化学物質（申告物質）の総称。

６．関連規格

技術標準 TS-62004（環境負荷物質管理方法）

様式－1

TS-77000

環境配慮評価チェックシート （ISO14001　環境重要項目点検チェックシート）

会社名：

点検日：

対象工場名：

点検者：

区分	チェック項目	チェックポイント	評価			点検結果		期日	担当
			良好	軽微な不良	不良	【確認事項】良好・不良の内容（具体的に記入願います）	改善事項		
環境管理	組織	環境保全についての取組み毎の組織、責任者、担当者が明文化されているか	5	3	1				
	環境関係法規の理解・周知状況	法規制における自社への要求事項が特定されているか	5	3	1				
	社内展開状況	方針・遵守事項（法規制要求事項含む）の社内への周知がなされているか	5	3	1				
大気、水質の管理	ばい煙、ばいじん、水質の測定	基準値に対して測定値の良否 VOC（揮発性有機化合物）の排出及び飛散の抑制を図るための自主管理がされているか	10	6	1				
	管理対象装置、設備の管理状況確認	漏れなく記録管理されているか	5	3	1				
廃棄物管理	スラッヂ、汚泥等の発生の４Ｓ	廃棄物の散乱はないか	5	3	1				
	廃棄物排出記録のチェックシートの記入	漏れなく記録管理されているか （マニュフェストで管理されているか）	5	3	1				
SOC管理	グリーン調達の認識状況	東郷製作所　グリーン調達ガイドラインを理解し、対応しているか	10	6	1				
	購入品のSOC管理状況	購入品のリストが有り、仕入先が明確になっているか	10	6	1				
		購入品毎に、SOCに関する要注意度の認識があるか	5	3	1				
		部品、材料、副資材種類毎に非含有の証明（エビデンス）を得ているか	10	6	1				
	工程変更管理状況	工程変更時のSOC関連の対応が明確になっているか	10	6	1				
薬品入出庫管理	油類、有機溶剤等の使用確認	使用量が明確に記録されているか	5	3	1				
	毒物、劇物の使用確認	使用量が明確に記録されているか	10	6	1				
	薬品保管方法、場所の確認	施錠や入出庫管理ができているか	5	3	1				
付帯設備点検	水槽、配管、タンク漏れの確認	各点検要領書にそって記入してあるか	5	3	1				
緊急事態の対応	非常事態発生時の連絡ルートの確認	連絡先は明確で変更等確実に実施してるか	5	3	1				
悪臭管理	浄化槽の管理状況	定期的にメンテされているか	5	3	1				
	有機溶剤等換気設備の管理状況	換気運転が出来ているか	5	3	1				
騒音振動管理	騒音発生設備の管理状況	騒音の測定がされているか （近隣から苦情等はないか）	5	3	1				
	振動発生設備の管理状況	振動の測定がされているか （近隣から苦情等はないか）	5	3	1				
教育	環境教育の実施・記録状況	著しい環境影響の原因となりうる作業者の適切な教育・訓練がなされ、記録されているか	5	3	1				

認定基準；80／100点以上。不良及び、合格点に達しない場合はフォロー点検実施

			合計　0　／ 140 点	**評価点　0.0　／ 100 点**	2007/2/15作成　安全衛生環境室
			合計　0　／ 140 点	**評価点　0.0　／ 100 点**	2007/ / 確認者；
			合計　0　／ 140 点	**評価点　0.0　／ 100 点**	2007/ / 確認者；

（様式―2）

株式会社東郷製作所　御中

「使用禁止物質　不使用宣言書」

[宣言文]

当社は、現在 株式会社東郷製作所へ納入している部品・材料・副資材

及び今後、納入する部品・材料・副資材に関して(不純物など非意図的に混入した場合は除き)、

技術標準TS-62004「環境負荷物質管理方法(製品)」 にあります『使用禁止物質』・『期限までに廃止物質』を含有しないことを宣言致します。

回答日	年　　月　　日	
会社名		
責任部署名 役職名		
責任者名 サイン又は印		
問合せ窓口	担当者名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

以上

作成　2012.5.28